

2023年7月

(一社) 日本民間放送連盟

700MHz帯における移動通信システムの導入のための制度整備案に対する意見

該当箇所	意見
<p>①電波法施行規則等の一部を改正する省令案等</p> <p>②700MHz帯における移動通信システムの普及のための開設指針案</p>	<ul style="list-style-type: none">・「狭帯域LTE-Advancedの技術的条件」について取りまとめた「新世代モバイル通信システム委員会報告」を踏まえ、①電波法関係審査基準において地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するための措置を免許人に義務付けたこと、②開設指針において地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するための計画および根拠を有する旨を開設計画の認定要件としたことは、いずれも既存システムの業務を保護する観点から必要な措置であり、適切と考えます。・地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するためには、法令に定められた混信防止措置が、特定基地局の認定開設者によって確実に履行されることが必要不可欠です。したがって、行政には開設計画の認定にあたり、混信防止措置の実効性や確実性の審査を厳格に行っていただきたいと考えます。